

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 ( 28210 )
地域名 (地域内農業集落名)	志方町中才地区 ( 中才 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月 18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域の主な作物として水稻、麦、大豆がある。令和6年度は水稻377.2a(うち農事組合法人志方東営農組合(以下「法人」という。)262.7a、個人114.5a)、麦510.0aを作付け予定。個人農家の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっている。農地中間管理機構を通じて中心経営体である法人で農地の集積・集約化に取り組んでいるが、法人の構成員の高齢化も課題となっている。また、担い手が法人のみであり農地管理等の負担が増えているため、新たな担い手確保が必要になると思われる。そのほか、地域の規模が小さく農業機械導入に向けた積立金が少ない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主要作物としつつ、今後ともヘアリーベッチを主体とした減化学肥料を主とする環境保全型農業を推進する。  
また、減農薬、減化学肥料のブランド米である志方健やか米を継続して生産する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用はできる限り集積・集約化し主に法人が担う。農地については引き続き法人が適切に維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(昭和56年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者団体によるブロックローテーションによる営農を目指し、集落を挙げて集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械の導入や農作業は法人が実施しており、今後も農家から依頼があった場合は法人での対応を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④輸出	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨耕畜連携等	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・山あいには鳥獣被害防止柵を設置済み。地域内で交代して月1回破損等ないかチェックしている。
- ・補助事業を活用しながら、法人によるヘアリーベッチを利用した環境保全型農業を継続する。
- ・減農薬、減化学肥料のブランド米である志方健やか米を継続して生産する。